



かすみがうら市消防本部から 重要なお知らせ



たき火・火入れの前に消防署へ届出を！

令和8年1月1日の火災予防条例改正により、林野火災を予防するため林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始しました。火の使用（たき火、火入れ等）が厳しく制限されます。そのため、実施する際には消防署へ届出をする事や、事前相談が必要になります！！

届出が必要な行為

火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為のこと。

具体例：煙が出る行為が該当となります



剪定した枝や葉の焼却



野焼き



注意報・警報の主な内容

林野火災注意報

発令された場合は、火の使用制限が**努力義務**となります。

林野火災警報

発令された場合は、火の使用制限が**義務**になります

警報発令時に違反すると
罰則あり！

火の使用制限とは？



・・・裏面へ続く



規制の内容

「火の使用の制限」

- ①山林、原野等において火入れをしないこと。
- ②煙火（花火）を消費しないこと。
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤山林、原野等の火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域での喫煙をしないこと。
- ⑥残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

注意：火の使用制限に従わなかった場合



火の使用の制限に違反した場合は、消防法により罰せられる事があります。

30万円以下の罰金または拘留

発令の確認方法

警報発令・解除の際は防災無線で放送します。

◆注意報についてはホームページ・防災アプリ等にてお知らせを実施します。

ホームページはこちら

今すぐアプリをダウンロード！



Apple製品の場合



Android製品の場合



～発令基準～

【林野火災注意報】

前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下

前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されたとき

【林野火災警報】

【林野火災注意報】に加え、強風注意報が発表されたとき

お問合せ先

かすみがうら市消防本部 予防課 ☎ 0299-59-0119